阪神水道企業団公報

令和３年９月15日㈬
第353号

毎月15日発行

目　　次

◇規　　則◇

○　阪神水道企業団情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

◇規　　則◇

阪神水道企業団情報公開条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和３年９月13日

阪神水道企業団
企業長　吉　田　延　雄

阪神水道企業団規則第５号

阪神水道企業団情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

阪神水道企業団情報公開条例施行規則（平成16年規則第１号）の一部を次のように改正する。

改　正　後

様式第１号

公　文　書　開　示　請　求　書

年　月　日

阪神水道企業団企業長　様

請求者　氏　名　法人その他の団体にあっては名称及び代表者の氏名

住　所　法人その他の団体にあっては主たる事務所の所在地

電話番号（　　）　－

阪神水道企業団情報公開条例第７条第１項の規定により、次のとおり公文書の開示を請求いたします。

開示を請求する公文書の内容	
開示の方式	１．閲覧　２．写しの交付　３．写しの郵送

所管課	公文書の件名	処理状況 １．開示　２．部分開示　３．非開示

（注）太線内のみ各欄に必要事項を記入し、該当する番号を○で囲んで下さい。

改　正　前

様式第１号

公　文　書　開　示　請　求　書

年　月　日

阪神水道企業団企業長　様

請求者　氏　名　法人その他の団体にあっては名称及び代表者の氏名

住　所　法人その他の団体にあっては主たる事務所の所在地

電話番号（　　）　－

阪神水道企業団情報公開条例第７条第１項の規定により、次のとおり公文書の開示を請求いたします。

開示を請求する公文書の内容	
開示の方式	１．閲覧　２．写しの交付　３．写しの郵送

所管課	公文書の件名	処理状況 １．開示　２．部分開示　３．非開示

（注）１　請求者氏名欄に、記名の上、押印して下さい。
２　太線内のみ各欄に必要事項を記入し、該当する番号を○で囲んで下さい。

備考

１　改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
２　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
３　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。